

国立大学法人愛媛大学利益相反管理規程

〔平成18年4月1日〕
規則第 59 号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人愛媛大学利益相反に関する基本方針の定めに基づき、国立大学法人愛媛大学（以下「法人」という。）の職員等の利益相反を適切に管理し、もって法人の社会的信頼を高め、社会貢献を円滑に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「職員等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 法人の役員及び職員
- (2) 法人において研究等を行うことを目的に、所定の手続を経て受入れを許可された者（国立大学法人愛媛大学共同研究取扱規則第7条に規定する民間等共同研究員を除く。）
- (3) その他利益相反管理委員会が指名する者

(適用範囲)

第3条 この規程は、前条各号に掲げる者について適用する。

(利益相反管理の対象)

第4条 この規程に基づく利益相反の管理は、職員等が次の各号に掲げる活動を行う場合を対象として行う。

- (1) 兼業活動を行う場合
- (2) 報酬、株式保有等の経済的利益を有する活動を行う場合
- (3) 職員等自身に帰属する発明の技術移転を行う場合
- (4) 共同研究及び受託研究に参加する場合
- (5) 寄附金及び設備物品の供与を受ける場合
- (6) 第1号から前号に掲げる場合における相手方に対する施設及び設備の利用を提供する場合
- (7) 第1号から第5号に掲げる場合における相手方から物品を購入し、又は役務の提供を受ける場合
- (8) その他利益相反管理委員会が指定する活動を行う場合

第2章 利益相反管理委員会

(設置)

第5条 国立大学法人愛媛大学社会連携推進機構規則（以下「機構規則」という。）第9条第2項の規定に基づき、利益相反管理委員会（以下「管理委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第6条 管理委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、及び決定する。

- (1) 利益相反ガイドラインの制定及び改廃に関すること。
- (2) 利益相反に係る施策に関すること。
- (3) 利益相反に係る自己申告に関すること。
- (4) 利益相反に係る利益相反専門委員会及び医学部等利益相反専門委員会からの報告に関すること。
- (5) 利益相反に係る不服申立てに関すること。

(6) その他利益相反に係る重要事項に関すること。

(組織)

第7条 管理委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事（社会連携担当）
- (2) 先端研究推進支援機構長
- (3) 各学部長
- (4) 産業科学技術支援センター長
- (5) 社会連携推進機構次長
- (6) 知的財産本部の専任教員 1人
- (7) 利益相反アドバイザー 若干人
- (8) 経営企画部長
- (9) 社会連携支援部長
- (10) その他管理委員会委員長が必要と認めた者

2 管理委員会に委員長を置き、理事（社会連携担当）をもって充てる。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

4 第1項第7号の委員は、第20条第2項に基づき委嘱された利益相反アドバイザーのうちから、学長が指名し、委嘱する。

5 第1項第6号及び第10号の委員は、委員長の推薦に基づき、学長が任命する。

6 第1項第6号及び第7号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときはこれを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(開催)

第8条 管理委員会は、原則として年1回（原則7月）に開催する。ただし、委員長が必要と認めた場合は、臨時に開催することができる。

(定足数及び議決)

第9条 管理委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の出席者には、当該審議事項を専門とする利益相反アドバイザー1人以上を含むものとする。

(意見の聴取)

第10条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(審議事項の開示)

第11条 管理委員会は、法人の利益相反に関する審議事項を必要の範囲内で、学内外に開示し、社会に対する説明責任を果たすものとする。

第3章 利益相反専門委員会及び医学部等利益相反専門委員会

(利益相反専門委員会の設置)

第12条 管理委員会に、利益相反に関する専門的な事項について調査審議するとともに、必要な事項を処理するため、利益相反専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

(業務)

第13条 専門委員会は、管理委員会の指示の下、次の各号に掲げる業務（ただし、医学部、附属病院及び総合科学研究支援センター（重信地区）並びに総合健康センターに係る業務を除く。）を行うものとする。

- (1) 利益相反に係る自己申告書の審議及び状況調査に関すること。
- (2) 利益相反に係る研修計画の策定及び研修の実施に関すること。
- (3) 利益相反に係る審議結果を管理委員会へ報告すること。

(4) その他管理委員会委員長から指示された業務を処理すること。

(組織)

第14条 専門委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 産業科学技術支援センター長
- (2) 各学部（医学部を除く。）の専任教員 各1人
- (3) 学内共同施設の専任教員 若干人
- (4) 知的財産本部の専任教員
- (5) 利益相反アドバイザー 若干人
- (6) 経営企画部人事課長
- (7) 社会連携支援部社会連携課長
- (8) その他専門委員会委員長が必要と認めた者

2 専門委員会に委員長を置き、産業科学技術支援センター長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

4 第1項第2号の委員は、当該専任教員の所属する学部の長の推薦に基づき、理事（社会連携担当）が委嘱する。

5 第1項第3号の委員は、当該専任教員の所属する学内共同施設の長の同意を得て、理事（社会連携担当）が委嘱する。

6 第1項第5号の委員は、第20条第2項に基づき委嘱された利益相反アドバイザーのうちから、理事（社会連携担当）が指名し、委嘱する。

7 第1項第8号の委員は、専門委員会委員長の推薦に基づき、理事（社会連携担当）が委嘱する。

8 第1項第2号、第3号及び第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときはこれを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(開催)

第15条 専門委員会は、原則として年1回（原則6月）に開催する。ただし、委員長が必要と認めた場合は、臨時に開催することができる。

(定足数及び議決)

第16条 専門委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の出席者には、当該審議事項を専門とする利益相反アドバイザー1人以上を含むものとする。

(意見の聴取)

第17条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(医学部等利益相反専門委員会の設置)

第18条 管理委員会に、医学部、附属病院及び総合科学研究支援センター（重信地区）並びに総合健康センターに係る利益相反に関する専門的な事項及び臨床研究等その特性に起因する専門的な事項について調査審議するとともに、必要な事項を処理するため、医学部等利益相反専門委員会（以下「医学部等専門委員会」という。）を置く。

2 医学部等専門委員会に関する事項については、別に定める。

第4章 利益相反相談室

(設置)

第19条 機構規則第10条第2項の規定に基づき、職員等の利益相反に関する事項に対し適切な指導、助言等を行うため、利益相反相談室（以下「相談室」という。）を置く。

(組織)

第20条 相談室は、弁護士、弁理士、公認会計士、医療分野の専門家等その他学識経験者からなる若干人の利益相反アドバイザー及び担当事務職員をもって組織する。

2 利益相反アドバイザーは、学長が委嘱する。

(業務)

第21条 利益相反アドバイザー及び担当事務職員は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 職員等からの利益相反に関する質問又は相談に対して必要な助言又は指導を行うこと。
- (2) 専門委員会及び医学部等専門委員会から質問又は相談された利益相反に関する事項の検討に関すること。
- (3) その他管理委員会委員長から指示された業務を処理すること。

第5章 手続

(自己申告書の提出)

第22条 職員等は、年1回(原則5月)に、別に定める自己申告書を管理委員会に提出しなければならない。ただし、職員等が活動する中で利益相反に該当すると思われる場合は、随時、自己申告書を提出するものとする。

2 前項の自己申告書に記載する者の範囲は、当該職員等とその配偶者及び生計を一にする扶養親族とする。

(審議の付託)

第23条 管理委員会は、前条に規定する自己申告書の提出があった場合は、受理した自己申告書の審議を専門委員会又は医学部等専門委員会に対して付託する。

(審議及び状況調査)

第24条 専門委員会及び医学部等専門委員会は、前条の付託に基づき、自己申告書の内容を審議し、その結果について、年1回(原則7月、ただし、随時の場合はその都度)管理委員会へ報告する。この場合において専門委員会及び医学部等専門委員会は、必要に応じて、状況調査を行うものとする。

(審議結果の通知)

第25条 管理委員会は、前条の報告に基づき、職員等の利益相反のリスク等に関する審議結果に理由を付して、当該職員等に通知するものとする。

(不服申立て)

第26条 職員等は、前条による管理委員会の審議結果に不服がある場合は、管理委員会に対して、異議申立てをすることができる。

2 管理委員会は、前項の申立てについて、専門委員会又は医学部等専門委員会に再審議させ、その結果を当該職員等に通知する。

第27条 職員等は、前条に基づく管理委員会の再審議の結果に不服がある場合は、学長に対して、更に再審議の請求を行うことができる。

2 学長は、前項の請求について、管理委員会に再審議させ、その結果を当該職員等に通知する。当該職員は、この通知による学長の決定に従わなければならない。

第6章 秘密の保持

(委員等の義務)

第28条 管理委員会並びに専門委員会及び医学部等専門委員会の委員、委員以外の関係者及び利益相反アドバイザーは、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

第7章 雑則

(事務)

第29条 利益相反に関する事務は、関係部局等の協力を得て、社会連携支援部において処理する。

(雑則)

第30条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。